

千葉県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和6年3月29日

千葉県監査委員	穴倉輝雄
同	宮原清貴
同	米持克彦
同	白鳥誠

5千総総第1415号

令和6年3月21日

千葉市監査委員 宍倉輝雄
同 宮原清貴 様
同 米持克彦
同 白鳥誠

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和2年度監査報告第10号、令和3年度監査報告第9号、令和4年度監査報告第11号並びに令和5年度監査報告第7号及び第9号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(3) 財産管理事務</p> <p>エ 物品の管理を適正に行うべきもの （中央区役所）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>現地調査において、物品の管理状況を抽出して確認したところ、9点（うち重要物品4点）のうち3点（うち重要物品1点）が確認できず、また、2点が廃棄処分されているにもかかわらず、引き続き備品明細一覧表に記録されていた。</p> <p>なお、確認ができなかった物品のうち、重要物品については、監査期間中に確認することができた。</p> <p>(イ) 原因</p> <p>物品会計規則に基づき、会計室から年2回、備品の確認を求められているが、確認が十分に行われていなかった。</p> <p>また、中央区役所は、令和元年度に移転しており、移転時の物品管理が不十分であったと考えられる。</p> <p>(ウ) 指摘</p> <p>物品の管理については、規則等に基づき適正に行われたい。</p> <p>(エ) 意見</p> <p>本市においては、令和4年度末から新庁舎への移転が予定されていることから、移転時に物品の紛失等が生じることのないよう物品管理に万全を期すことを要望する。</p>	<p>物品の管理については、物品会計規則に基づき、備品明細一覧表の記載内容と使用状況について照合を行い、相違があるものについては、令和5年8月までに修正や廃棄の手続を行った。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 指摘等</p> <p>イ 物品の管理を適正に行うべきもの （こども未来局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>こども未来局の現地調査において、物品の管理状況を確認したところ、廃棄されているにもかかわらず、引き続き備品明細一覧表に記録されたままになっていたものが多数見受けられた。また、備品票が古く、備品明細一覧表と照合することが困難なものが散見された。</p> <p>(イ) 原因</p> <p>物品会計規則に基づき、会計室から年2回、備品の確認を求められているが、確認が十分に行われていなかった。</p> <p>(ウ) 指摘</p> <p>物品の管理については、規則等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>廃棄されているにもかかわらず、備品明細一覧表に掲載されたままになっていた備品については、不用決定手続を実施した。また、所在不明であった一部の備品については、備品明細一覧表と照合し、その所在を確認するとともに、それらに備品票が適切に貼付されていることを確認した。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 支出事務</p> <p>イ 適正な専決者により決裁を行うべきもの（総務局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>千葉市決裁規程（平成4年千葉市訓令（甲）第1号）別表第1共通専決事項3財務に関する事項によると、補助金等の額の確定の専決者は、区長及び部長・担当部長・第一類の事業所の長（保健福祉センター所長を除く。）とされている。</p> <p>しかしながら、千葉市職員資格取得支援助成金及び千葉市職員通信教育講座等受講支援助成金の額の確定については、適正な専決者による決裁が行われていない事例が見受けられた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>決裁に当たっては、規程に基づき適正な専決者による意思決定を行いたい。</p>	<p>適正な専決者による決裁については、令和5年12月25日付けで、総務局長から各所属長に対して、適正な事務を行うよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底を図った。</p> <p>また、所属においては、令和5年12月までに適正な決裁区分に是正し、以後、適正な運用を行っている。</p>
<p>ウ 請求書の修正について（総務局、市民局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>「請求書の取扱いについて」（平成31年3月28日付け財政課長・会計室長通知）によると、支出命令者は決裁処理を行う際に、請求書（紙）の記載事項（請求日、請求者名、請求金額等）が修正されていないこと及び紙の請求書と電子データが一致していることを確認することとされている。</p> <p>しかしながら、紙の請求書を確認したところ、請求日が砂消しゴム等で修正されているにもかかわらず、当該請求書に基づく支出が完了している事例が見受けられた。</p>	<p>請求書の取扱いについては、令和5年12月に、総務局長及び市民局長から各所属長に対して、適正な事務を行うよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底し、以後、適正な運用を行っている。</p>

<p>(イ) 指摘</p> <p>請求書(紙)は、正当債権者が発行したものであり、正当債権者の意思が正しく表されたものでなければならぬため、請求書の取扱いについては、通知に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>(3) 財産管理事務</p> <p>ア 債権管理台帳を整備すべきもの(経済農政局)</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>千葉県債権管理条例(平成24年千葉県条例第7号)第5条によると、債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならないとされている。また、同条例施行規則(平成24年千葉県規則第28号)第2条には、台帳に記載する事項が定められている。</p> <p>しかしながら、地方卸売市場使用料等の債権管理台帳を確認したところ、複数の台帳を使用しており、規則で定める事項が一元管理されていない状態であった。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>債権管理を適正に行うため、必要事項を明確に把握できる債権管理台帳を整備されたい。</p>	<p>地方卸売市場における債権管理については、令和5年12月1日付けで、千葉県地方卸売市場使用料等の滞納に係る事務処理要綱の改正を行い、千葉県債権管理条例施行規則で定める事項を同要綱で規定し、債権管理台帳の様式を整備した。</p>

報告書番号 5 監査報告第9号

監査の種類 事務事業定期監査（行政監査）

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 指摘等</p> <p>ア 公有財産台帳への登録を適正に行うべきもの（総務局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>公有財産台帳について、非常用井戸に係る記載内容を調査したところ、登録漏れが散見された。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>公有財産台帳への記載は、規則等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>公有財産台帳への記載については、令和5年11月24日付けで、規則等に基づく所定の手続きを行い、公有財産台帳への登録を完了した。</p>